電 力 供 給 仕 様 書

１　概要

（１）件名　　公立学校共済組合道後宿泊所で使用する電力供給

（２）供給場所　　愛媛県松山市道後姫塚１１８番地２

　公立学校共済組合道後宿泊所「にぎたつ会館」

（２）業種及び用途　　旅館業

２　仕様

（１）供給電気方式等

①供給電気方式：交流３相３線方式

②供給電圧（標準電圧）：６,０００Ｖ

③計量電圧（標準電圧）：６,０００Ｖ

④標準周波数：６０Ｈｚ

⑤受電方式：１回線受電

（２）予定契約電力、予定電力使用量等

①予定契約電力：３９２ｋＷ

②予定使用電力量：１，０００，６００ｋＷｈ

③標準力率：１００％を予定

※①入札に用いる数量は上記①予定契約電力及び②予定使用電力量のとおりとする。ただし、実際の取引における各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

　②月別予定契約電力及び使用電力量は、別紙のとおり。

（３）使用期間

自　令和６年４月　１日　　０：００

至　令和７年３月３１日　２４：００

（４）電力量等の計量

①自動検針装置：設置有

②計量器の構成：電力需給用複合計器

（５）需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

四国電力㈱の配電線より引込みした施設の敷地内柱上設置の気中開閉器の電源側リード線の接続点とする。

 (６）電気料金の算定方法

①電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

②電気料金は、次の(ｱ)から(ｴ)に掲げる料金を合算した額とする。

1. 基本料金は、契約電力、基本料金単価及び力率を用いて次の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価×（１．８５－力率／１００）

1. 電力量料金は、使用電力量及び電力量料金単価を用いて次の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

1. 燃料費調整額は、当該地域を所轄する一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて次の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する一般電気事業者が定める電気供給条件による。

③電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ｱ) 契約電力の単位は１ｋＷとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

(ｲ) 使用電力量の単位は１ｋＷｈとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

(ｳ) 力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

(ｴ) 電気料金は、１円単位とし、その端数は切り捨てる。

※入札においては、当宿泊所が示す入札内訳書により算出し、入札書に添付すること。

（７）電気料金の請求及び支払い

①料金の請求の際には、請求書のほかに、最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を添付すること。

②落札者は、(６)により算出した当該月分の電気料金を速やかに請求することとし、請求のあった日の翌日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（８）その他

①次の構成の非常用自家発電設備１台を保有している。　１８７．５ＫＶＡ

②太陽光発電設備は保有していない。

③この仕様書に定めのない供給条件については、当該地域を所轄する一般電気事業者が特　定規模需給に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に当宿泊所と落札者で協議するものとする。